

令和2年度高取町地域振興券協力店舗取扱実施要綱

1. 目的

高取町（以下、「町」という。）は、地域における消費を喚起・下支えすることによって新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業所の支援を目的とした、高取町地域振興券事業を実施します。

2. 発行する地域振興券

- (1) 名 称 令和2年度高取町地域振興券(以下、「地域振興券」という。)
- (2) 流通総額 3,350万円（1人あたり500円×10枚=5,000円）
- (3) 発行部数 約6,700冊
- (4) 利用期間 令和2年9月1日(火)～令和2年12月31日(木)

3. 地域振興券の基本的な取扱い

- (1) 地域振興券は、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。
- (2) 地域振興券を両替等によって現金化することはできません。
- (3) 地域振興券の額面に満たない利用であっても、釣銭は出せません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 利用期間を過ぎたものや、他市町村の発行した地域振興券、他店の署名もしくは押印がされたものについては受け取らないでください。換金にも対応しません。
- (5) 地域振興券は店舗で冊子から決済に必要な枚数分だけ切り離して下さい。利用者が誤って切り離した場合には綴りの提示確認を行って下さい。
- (6) 地域振興券の紛失、盗難、滅失又は偽装、変造、模造に対して、町はその責を負いません。

4. 地域振興券の利用対象にならないもの

- (1) 換金性の高いもの。(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、印紙、切手など)
- (2) 現金との換金、金融機関への預入。
- (3) 医療保険や介護保険等の一部負担金。(処方箋の必要な医薬品を含む。ただし、介護保険に係る住宅改修費、福祉用具購入費は除く。)
- (4) 土地及び家屋の不動産及び金融商品の購入。
- (5) 協力店自らの事業上の取引。(商品の仕入れ等)
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- (7) 国や地方公共団体等への支払い。(税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金)
- (8) 協力店が特別に指定した商品・サービス。

- (9) たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入。

5. 協力店参加資格

- (1) 高取町内に立地する店舗・事業所があること。
(2) 高取町地域振興券協力店舗取扱実施要綱を遵守できること。
なお、地域振興券が利用できるのは町内の店舗に限ります。
(3) 次のいずれにも該当しないもの。

- 地域振興券が利用できない商品・サービスのみを取扱うもの。
- 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

6. 協力店の責務

- (1) 協力店であることが分かるよう、町が配布する掲示物等を利用者の目に付きやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が地域振興券を持参したときは、受け取る前に他市町村の地域振興券ではないか、正規のものであるか、また、裏面に他店名の記入がないか等を確認の上、地域振興券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行ってください。差額が生じる場合に釣銭は支払わないでください。
- (3) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、地域振興券の受取を拒否するとともに速やかに町に申し出てください。
- (4) 利用済みの地域振興券は、他店での再利用を防止するため、裏面の所定欄に直ちに店名等を記入(スタンプ可)してください。
- (5) 地域振興券の交換、譲渡、売買は行わないでください。利用期間中において正規に利用された地域振興券のみ換金可能です。
- (6) 協力店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に利用しないでください。
- (7) 利用済み地域振興券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は協力店の債務とします。
- (8) 「高取町地域振興券協力店舗参加申込書(様式第1号)」の記載事項に変更があった時は、速やかに町に届け出てください。
- (9) その他町からの指示を遵守してください。

7. 協力店の登録手続き

(1) 申込方法

協力店の登録を希望する事業者は、「高取町地域振興券協力店舗参加申込書(様式第1号)」に必要事項を記入し下記へ郵送してください。

(2) 提出先

高取町 まちづくり課 高取町地域振興券担当
〒 635 - 0154 高市郡高取町観覚寺 990 - 1

(3) 提出締切

令和2年8月14日(金)まで

(4) 協力店の承認

申込み後、協力店舗として承認され次第、通知します。

(5) その他

ア 登録料は不要です。

イ 町内に複数の店舗等があり、それぞれ店舗の登録を希望する場合には、店舗ごとに「高取町地域振興券協力店舗参加申込書(様式第1号)」を提出してください。

ウ ポスターや地域振興券見本等の資材は後日配布します。

8. 地域振興券の換金

(1)換金方法

協力店は、下記の3点を持参ください。後日、換金申請書に記載された指定口座へ換金額を振り込みます。

- ・登録事業者証(様式第2号)
- ・利用済み地域振興券(裏面に店名を記入等したもの)
- ・高取町地域振興券換金申請書(様式第3号)

(2)換金受付期間

原則的に下記日程で換金申請を受け付け、毎月15日頃および月末に振込を行います。

	受付締め切り日		受付締め切り日
第1回	9月16日(水曜日)	第6回	12月1日(火曜日)
第2回	10月1日(木曜日)	第7回	12月16日(水曜日)
第3回	10月16日(金曜日)	第8回	1月5日(火曜日)
第4回	11月2日(月曜日)	第9回	1月15日(金曜日)【最終】
第5回	11月16日(月曜日)		

9. 協力店の取消等

協力店が、この実施要綱に違反する行為を行ったと認められる場合は、換金の拒否や協力店の登録を取消し、又は損害金の返還請求等を行うことがあります。

<問い合わせ先>

高取町 まちづくり課 地域振興券担当
〒635-0154 高市郡高取町観覚寺990番地1
TEL 0744-52-3334 FAX 0744-52-4063

様式第3号

令和 年 月 日

高取町地域振興券換金申請書

高取町長 植村 家忠 様

申請者 所在地
店舗名
代表者 印

利用済み地域振興券の換金(口座振込)を申請します。

地域振興券枚数・金額	500円× 枚 =	円
	合計	円
	振込金額	円

*枚数・金額は協力店で記入してください。

*登録事業者証を持参の上、利用済みの地域振興券を添えて申請してください。

[振込先] ※初回申請時以外は変更の場合のみご記入下さい。

金融機関名		支店等名	
種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

振込先口座が法人の場合は代表者名までご記入ください。

支払い確認書

受付印		振込処理	
-----	--	------	--

様式第 2 号

No.〇〇

登録事業者証

〇〇〇〇店 様

貴事業所は「令和 2 年度高取町地域振興券」参加登録店舗であることを証します。

令和 年 月 日

高取町長
植村 家忠

高取町地域振興券協力店舗参加申込書

高取町長 植村 家忠 様

住 所

氏 名

印

TEL/FAX

私は、「令和 2 年度高取町地域振興券協力店舗取扱実施要綱」の内容の遵守を誓約するとともに、令和 2 年度高取町地域振興券協力店舗としての参加を申し込みます。

店舗名または屋号	
代 表 者	
事業所在地	
事業所電話番号	
取扱商品・サービス	

- 私は、説明会にてまたはウェブサイト上に掲載されている「令和 2 年度高取町地域振興券協力店舗取扱実施要綱」の内容を確認しました。
- 私は、「令和 2 年度高取町地域振興券協力店舗取扱実施要綱」の協力店舗参加資格に該当する店舗に間違いありません。